

Retailers.jp ウェブサイト広告掲載規約

(趣旨)

第1条

この基準は、Retailers.jp 編集事務局（以下「事務局」という）が運営する「Retailers.jp」へ広告を掲載する上での必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載対象者)

第2条

広告を掲載しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会の正会員または賛助会員にあたる者
- 2、前号に掲げる者の他、事務局が特に認める者

(申込の成立)

第3条

- 1、広告主は事務局に対して、広告掲載を申し込むときは、事務局の定める様式の申込書（以下単に「申込書」という。）を事務局に提出する。
- 2、広告主は、前項の申し込みを広告掲載の開始希望日より15日以前に行う。
- 3、広告主の第1項の申し込みに対して、事務局が広告主に請書を発行したときに、申込が成立する。

(広告の入稿)

第4条

- 1、広告主は、事務局が指定する期日までに広告の入稿を行わなければならない。
- 2、前項の広告は電子データにより事務局に入稿しなければならない。
- 3、第1項及び第2項の広告の作成に要する費用は、全て広告主の負担とする。
- 4、広告主の故意または過失によって、第1項の期日までに入稿が行われなかった場合には、事務局は、本契約に基づく広告掲載義務を免れるものとする。

(広告の種類、内容)

第5条

- 1、広告主は、事務局に対し、以下の表現を含んだ広告を入稿してはならない。
 - (1)「閉じる」、「キャンセル」、ラジオボタン等の表示
 - (2)コントラストの強い画像、GIFアニメーション等
 - (3)入力できるように見えるテキストボックスや、選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
 - (4)「世界一」、「日本初」、「業界 No.1」など、客観的な資料に基づかない根拠のない表示や虚偽、誇大広告等
 - (5)その他、広告の表現として適当でないと事務局が認めるもの
- 2、広告主は、本件サイトに、パナー広告以外を掲載することはできない。

(広告の規格および掲載料)

第6条 広告の規格および掲載料は、次のとおりとする。

	TOP パナー	サイドパナーA	サイドパナーB
料金 ／期間	388,800円 ／1ヶ月（税込）	259,200円 ／1ヶ月（税込）	129,600円 ／1ヶ月（税込）
大きさ	縦60ピクセル× 横468ピクセル	縦200ピクセル× 横200ピクセル	縦60ピクセル× 横200ピクセル
データ 容量	30KB 以下	40KB 以下	20KB 以下
形式	GIF（アニメ不可）・JPEG・PNG		

(契約の有効期間)

第7条

- 1、本件契約の期間は、第3条第3項の請書に記載された期間とする。
- 2、広告の掲載期間は、1ヶ月単位とする。

(広告掲載料金の支払い方法)

第8条

- 1、広告主は、事務局が指定する期日までに、事務局が指定した振込先により第6条記載の広告掲載料を一括前納するものとする。
- 2、広告主は、前項の場合に発生する振込手数料は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更について)

第9条

事務局は広告の内容、デザイン及びリンク先等のWEBページ内容等が各種法令に違反している、もしくはそのおそれがある、またはこの要領等に低触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができることとする。

(広告掲載の解除)

第10条

事務局は、広告主が次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- 1、本規約に違反する場合。
- 2、前条の規定による求めに応じない場合。
- 3、事務局が指定する期日までに広告掲載料が納付されない場合。
- 4、事務局が指定する期日までに広告原稿の提出がない場合。
- 5、契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき。

(広告掲載料の返還)

第11条

- 1、事務局は、広告掲載の決定後、広告掲載の開始日の前日までに、広告主の責に帰さない事由により広告の掲載を取り消した場合、広告掲載料を全額返還するものとする。
- 2、事務局は、広告掲載期間中に、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、広告主に対し、掲載できなかった期間に応じて広告掲載料を返還するものとする。
- 3、前項の場合において、1ヶ月に満たない端数がある場合に、当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算するものとする。

(広告内容についての責任)

第12条

- 1、掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が一切の責任を負うものとする。
- 2、第三者から、事務局に対し、広告に関連して損害を被ったという求めがなされた場合には、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

(免責)

第13条

天災等の不可抗力、通信回線の事故その他サーバーのシステム上の不具合等、事務局の責に帰すべき事由以外の事情により、本契約に基づく債務の全部又は一部の履行が出来なかった場合、事務局はその責を免れるものとする。

(協議)

第14条

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合、別途協議の上定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は平成23年5月20日から施行する。

平成24年6月20日 一部改訂
平成26年4月1日 一部改訂

Retailers.jp ウェブサイト広告掲載申込書

年 月 日

Retailers.jp編集事務局 行

Retailers.jpウェブサイト広告掲載規約に同意の上、バナー広告掲載を下記の通り申し込みます。

団体・会社名			
担当者 部署・役職			
担当者 氏名			印
住所	〒		
TEL / FAX	TEL	FAX	
e-mail			
(一社)新日本スーパーマーケット協会 会員区分	※該当する区分にチェックしてください。 正会員 賛助会員		
掲載希望枠	※希望する枠にチェックしてください。 TOPバナー 388,800円 / 1ヶ月 サイドバナー A 259,200円 / 1ヶ月 サイドバナー B 129,600円 / 1ヶ月 ※すべて消費税込 <input type="checkbox"/> 形式 GIF(アニメ不可)・JPEG・PNG <input type="checkbox"/> 広告作成 バナー広告の原稿(画像)の作成にかかる費用は、すべて広告主の負担となります お申込の際にお渡しの禁止表現と制限事項を遵守してください。		
掲載希望期間	年 月 日 ~	年 月 日	(月)
掲載料(税込合計)	円 ※別途ご請求書をお送りいたします		
広告の内容			
バナー広告 リンク先URL			

※掲載するバナー広告の規格については、「Retailers.jpウェブサイト広告掲載規約」の第6条をご参照ください。

※お申し込みは、FAXまたはEmailにてお送り下さい。追って受付完了のFAXを返信致しますのでご確認下さい。

【申込書送付先】 Retailers.jp 編集事務局

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-19-8 櫻井ビル 一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会内 TEL:03-3255-4825

FAX:03-3255-4829 Email:info@retailers.jp

事務局記入欄

No.		受付日		データ入稿日	
-----	--	-----	--	--------	--